

個人情報の紛失について

1. 発生日時 令和元年6月4日（火）

2. 発生場所 市立中学校職員室内

3. 事故の概要 個人情報（1学級分の家庭環境調査票ファイル33名

4. 個人情報の内容

氏名、生年月日、保護者氏名、保護者勤務先、自宅住所、電話番号、緊急連絡先、家庭構成、学校への希望、出身小学校、通学方法、通学時間、進路希望、部活動、趣味特技、健康面での配慮事項、習い事、通学経路

5. 経緯

- ・ 5月20日：担任は、ファイルを職員室保管棚から持ち出し、保健室で使用した。その後、職員室の保管棚へ返却。
- ・ 6月4日：担任はファイルが職員室の保管棚に無いことに気づく。教頭、学年職員によりファイルを検索。発見できず。
- ・ 6月7日：教頭は、ファイルを紛失したことを校長へ報告。全職員で、校内を再度検索したが発見できなかった。
- ・ 6月12日：校長は市教委へ報告。
- ・ 6月17日：市教委学校教育課長が東葛飾教育事務所管理課長へ報告。

6. 発生後の対応

- ・ 6月19日：臨時保護者会（学校）臨時校長会（市教委主催）
- ・ 今後、学校から警察へ盗難届けを提出する。ファイルの検索は今後も継続する。

7. 事故に対する市教委としての対応

本案件については、臨時校長会を開催し、以下の点について全教職員に指導徹底した。

なお、今後も個人情報の取り扱いには厳正を期すことを、校長会、教頭会、学校訪問等を活用して指導確認していく。

- (1) 我々教職員は日常的に児童生徒及び保護者から預かった個人情報を扱っており、常に個人情報を保護する責務を有することを再認識させる。
- (2) 校内であっても、個人情報の紙及び電子媒体を紛失した、盗難された場合は、「情報漏洩」にあたる。
- (3) 家庭環境調査票等の個人情報は、職員室もしくは校長室の鍵のかかる場所に保管しする。
- (4) 使用後のファイル等は必ず所定の位置に戻すことを職員に徹底させる。
- (5) 教頭は、週に1回、個人情報ファイル等の有無を確認する。
- (6) 県教委作成「個人情報に関するチェックシート」を全教職員に実施し、終了後に市教委管理主事へ報告。

【問い合わせ】

我孫子市教育委員会 学校教育課
学校教育課長 榊原

☎ 04 - 7185 - 1268